

令和3年度(2021年度)第1回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和3年7月27日(火) 13:30～

場所：北海道自治労会館 3階「第1会議室」

○ 開会

【下井北海道農政部食の安全推進局食品政策課課長補佐】

それでは、ご予約の方が1名まだ来られてないんですけども、時間もありますので、ただいまより、令和3年度第1回北海道食の安全・安心委員会を開催いたします。開催にあたりまして、北海道農政部横田食の安全推進監からご挨拶申し上げます。

【横田北海道農政部食の安全推進監】

皆さんこんにちは。北海道農政部食の安全推進監の横田でございます。北海道食の安全・安心委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には日頃から食の安全・安心に関する施策の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場を借りして、御礼申し上げます。本委員会は、北海道食の安全・安心条例に基づき、食の安全・安心に係る重要事項を調査審議していただく知事の附属機関として、平成17年5月に設置されたものであり、今期で9期目になります。本日は、第9期として、最初の委員会となりますが、前期から引き続き委員にご就任いただいた皆様、また、今期新たに委員にご就任いただいた皆様に改めて御礼を申し上げます。これから2年間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

申し上げるまでもなく、食は私たちの命と暮らしを支える源であり、食の安全・安心を確保することは、健康で豊かな生活を実現する上で不可欠なものです。このため、我が国最大の食料生産地域である本道では、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給に寄与することを目的に、北海道食の安全・安心条例を制定し、5年ごとに基本計画を定めて、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。本年は、平成31年3月に定めました。第4次北海道食の安全・安心基本計画の3年目、折り返しの年でありますとともに、基本計画に関連する第4期北海道有機農業推進計画の策定年になっております。こうした中、本日の委員会では、道が昨年度に講じた食の安全・安心の確保に関する施策や、食の安全・安心に係る通報等の状況、本年度の食品衛生の指導計画の報告のほか、第4期北海道有機農業推進計画の策定に向けて、ご審議いただくこととしております。道といたしましては、皆様からのご意見を踏まえ、引き続き基本計画に基づき、関係者と連携を図りながら、GAPなど、食の安全基準の導入促進や、食育の推進、地域の農林水産物の消費拡大など、積極的に取り組みますとともに、北海道有機農業推進計画の策定を進めてまいりたいと考えております。本日、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、Web環境による開催となり、ご不便おかけしておりますが、何卒ご理解いただきたいと思います。委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【下井課長補佐】

ありがとうございます。私、画面の外からですが、委員会の事務局を担当しています道農政部食品政策課の下井と申します。よろしくお願いいたします。まず私の方から、本日の委員会の事務連絡等を説明させていただきます。本日の議事進行についてでありますけれども、Web環境での開催ということで、事前に委員の皆様へ送付した資料や資料の説明動画をもって、会議中の資料説明に代えさせていただきます。なお、議題ごとに、事前にいただいたご意見等の回答や本会議中の質疑応答をさせていただきたいと考えております。

続きまして、Web会議での発言や音声の不具合など注意点についてご説明いたします。議事進行中は、皆様ミュート状態に設定させていただきます。ご発言する際には、Zoomの手を挙げる機能を使用するか、画面に向かって、挙手をしてください。議事進行者が挙手した方のお名前を呼びますので、その後、ご発言ください。発言に当たっては、ご自身ミュート状態を解除してください。議事進行中に音声が聞こえない場合は、挙手するか、両手でバツ印を作るなど、合図をお願いいたします。Web環境における注意事項は以上です。

次に、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料については事前に郵送させていただきます。お手元にご用意をお願いいたします。なお、昨日、資料6として関係委員の方から事前にいただいたご意見等の一覧をメールで送らせていただきました。お手元に無くとも、後程読み上げますので、確認いただければと思います。また、本日になってから、資料4-2の有機農業をめぐる情勢の正誤表を送らせていただきました。動画でご説明したものの、また、お手元にある資料の一部の数字に誤りがありました。本日の資料等については、後日ホームページに掲載しますが、そちらには修正済みのものを掲載いたします。直前での資料送付となり、大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。事務連絡、以上でございます。

続きまして、本日の出席状況を報告いたします。本日は都合により、山崎委員が欠席となっております。また、現在、小塚委員が出席予定でしたが、まだ出席の確認がとれてございません。Web環境にて参加されている方を含め、委員15名のうち、現在13名が出席確認できてございます。北海道安全・安心条例第33条の規定により、2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。なお、これから進行の中で、条文を引用してございますけれども、北海道食の安全・安心条例については、参考資料3-1として添付しておりますので、ぜひご参照いただければと思います。

本日、先ほどの横田推進監のご挨拶にもありましたが、第9期目の委員の皆様のご参加の初めての委員会開催となります。委員の皆様を名簿の順、五十音順でご紹介させていただきます。時間の都合上、一人ずつのご挨拶は割愛させていただきます。名前を呼ばれた方につきましては、挙手するなどの挨拶をしていただくと幸いです。それでは、名簿の順にご紹介させていただきます。

まず最初、臼井委員でございます。よろしくお願いいたします。大塚委員でございます。よろしくお願いいたします。小野委員でございます。よろしくお願いいたします。川畑委員でございます。よろしくお願いいたします。菊谷委員でございます。よろしくお願いいたします。久保委員でございます。よろしくお願いいたします。次、小塚委員、まだ出席確認できてございません。鈴木委員でございます。よろしくお願いいたします。西邑委員、今、会場にいらっしゃいますけれども、画面の外でございます。西邑委員でございます。濱本委員でございます。よろしくお願いいたします。藤井委員でござい

ます。よろしくお願いいたします。松田委員でございます。よろしくお願いいたします。矢野委員でございます。よろしくお願いいたします。吉田委員でございます。よろしくお願いいたします。続きまして、道の出席者を紹介させていただきます。先ほどご挨拶申し上げました農政部横田食の安全推進監です。農政部山口食の安全推進局長です。ちょっと見え辛いですけれども、農政部食品政策課の丸子課長です。

なお、画面に映ってございませんけれども、出席者名簿にありますとおり、会場及びWebによりそれぞれ参加してございます。出席者名簿を以て、ご紹介に代えさせていただきます。以上、事務連絡でございました。

○ 正副会長選出

【下井課長補佐】

次に、正副会長の選出に入りたいと思います。役員の選出ですけれども、北海道食の安全・安心条例第32条において、当委員会に会長及び副会長を置くこととしてございます。委員の互選により選出するものとしてございます。このため、この場で会長、副会長の選出をお願いしたいと存じますけれども、この間の議事については、横田食の安全推進監が仮の議長を務めさせていただきます。横田監お願いします。

【横田推進監】

それでは、会長が選出される前までの間、議事の進行を務めさせていただきます。会長、副会長の選出につきましては、委員が互選することになっておりますが、どのようにいたしましょうか。特にご意見がなければ、事務局の方から案をいただくということで、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの反応)

【横田推進監】

はい。それでは、事務局案によることといたします。事務局より何か案はありますか。

【下井課長補佐】

はい。事務局から提案させていただきます。会長には北海道大学大学院農学研究院院長の西邑委員。副会長には、生活協同組合コープさっぽろ理事の吉田委員を事務局案として提案いたします。

【横田推進監】

はい。ありがとうございます。ただいま事務局案として、会長は西邑委員。副会長は吉田委員にと提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの反応)

【横田推進監】

はい。それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、会長は西邑委員。副会長は吉田委員にお願いしたいと思います。西邑委員には、会長の席にお移りいただきしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま選出されました会長及び副会長から一言ずつご挨拶をいただいた上で、これからの議事進行をよろしくお願ひしたいと思います。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

皆さんこんにちは。皆さん大分、こういうWeb会議に慣れてもらえたと思うので、大丈夫かなと思いますが、やっぱり、面と向かってお話できないので、議論がなかなか深まり辛いところがありますけども、どうぞ忌憚のないご意見をいただきしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【横田推進監】

はい、ありがとうございます。続いて、吉田副会長からご挨拶をいただきしたいと思います。お願ひします。

【吉田北海道食の安全・安心委員会副会長】

皆さんこんにちは。コープさっぽろ組合員活動委員会の吉田千恵です。どうぞよろしくお願ひいたします。大変重要な話し合いの場であるこの食の安全・安心委員会の副会長として皆様のご協力を得ながら、務めさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【横田推進監】

はい、ありがとうございます。それでは、西邑会長にこれからの議事進行をお願ひいたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。では、ここから議事進行を務めさせていただきます。議事を進める前に、本委員会の運営について、皆様にご確認をお願ひしたいと思います。条例第35条では、委員会の運営に関しましては、会長が委員に諮って決めることとなっておりますが、これまでの経緯を含めて事務局からご説明お願ひします。

【下井課長補佐】

当委員会の運営につきましては、お手元の参考資料4に、委員会運営要綱というものがございます。また参考資料5には、委員会傍聴要領というものをご準備させていただいております。こちらの方に基づいて、これまでこの委員会を執り進めてきてございます。これまで、委員会の改選期ごとによって、確認をさせていただいております。今期の委員会におきましても、本要綱要領により、執り進めてよろしいか確認をお願ひしたいと思います。会長よろしくお願ひします。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。ただいま説明のありました委員会運営要綱などの2件の規定については、特に問題がなければ、今期の委員会でも、踏襲したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。画面なかなか見づらいのでジェスチャーは大きめにお願いします。

(異議なしの反応)

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それでは、この運営要綱に基づきまして、今期の委員会を運営していくことを確認いたしました。

○ 遺伝子組換え作物交雑等防止部会の設置並びに部会長、部会員の指名

【西邑会長】

続きまして、本委員会の専門部会である遺伝子組換え作物交雑等防止部会、GM部会部会長の選任と構成についてです。条例第34条では会長が指名することとなっております。第9期のGM部会長については北海道大学大学院農学研究院教授、森委員が務めてまいりましたが、森委員においては第8期限りで任務を終えたところであります。

第9期の部会長について、北海道大学大学院農学研究院教授の久保委員に新たにお問い合わせすることとし、皆様お手元の資料の名簿にある、特別委員5名の方にお問い合わせしたいと思います。お手元の資料ってどれになるんですか。何番とか書いてありますか。

【下井課長補佐】

「第9期北海道食の安全・安心委員会特別委員名簿」と、皆様の委員の名簿の下に載っています。

【西邑会長】

久保委員に部会長を、そして、その5名の方に委員ということで、お願いしたいと思います。久保委員、よろしいでしょうか。

【久保北海道食の安全・安心委員会委員】

はい。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それではGM部会については、久保委員に部会長を、また、5名の特別委員に部会員をお願いすることといたします。それでは、条例第34条の規定により、本委員会として、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例及び遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準について、GM部会に調査審議を付託いたします。また、GM部会の開催は運営要綱第4条により、部会長が招集することとなっております。久保部会長必要に応じまして、部会の開催等、よろしく願いいたします。

○ 議事

【西邑会長】

それでは、これから議事に入りたいと思います。お手元の次第、皆さんありますか。こちらに沿って進めていただきます。本日は報告事項、審議事項などを多くありますので、本日の委員会、スムーズに進行されますようご協力のほどよろしくお願いします。では、議題の4-1の(1)、報告事項のア、令和2年度2020年度、食の安全・安心条例に基づく年次報告について。これは事務局から説明をお願いします。

【丸子農政部食の安全推進局食品政策課長】

農政部食品政策課の丸子です。本委員会を担当させていただいております。2年間よろしくお願いたします。それでは、事前に資料と一緒に説明の動画を送らせていただいておりますので、本日は資料の説明は省略させていただきたいと思います。それでは、資料6をご覧くださいと思います。事前に委員の皆様からいただいたご意見等を一覧表として用意しておりますので、お手元にお取り寄せいただきたいと思います。まずは、No. 1の資料1-1、3ページ、「第3 道民から信頼される表示及び認証の推進」の「2 道産食品の認証制度の推進」に関してですが、5行目から読み上げさせていただきます。資料の主な指標を見ると実績値で登録数、認証品ともに減で、目標値がそれぞれの実績に対して見れば高いですが、この数値目標はどのような聞き取り等で算出されたのかお聞きしたい。また、認証事業者の実績値についての考察についてもお聞きしたい、という松田委員からのご質問ですが、それにつきましては、道産食品独自認証制度の目標値につきましては、道産食品に対する信頼と北海道ブランドの確保を目指す本制度の趣旨に鑑み、消費者や事業者に広く認知されることを目指して、第4次食の安全・安心基本計画におきまして、認証品数100品目を目標として設定しているところであります。近年の認証品数につきましては、3ページ目にありますとおり令和2年度で48品目となっております。これは、近年の鮭・鱒などの水産資源の減少や新型コロナウイルス感染症の拡大による事業活動の停滞などにより、新規認証品申請の減少ですとか、認証品は毎年更新手続きがあるのですけれども、その更新申請が行われなかったことなどにより、認証品全体で減少傾向にある状況にあります。このため、道としては、これらの状況を踏まえながら、イベントや展示会の活用、ネットサイトの充実など、様々な機会を捉えまして、事業者・消費者双方に対する制度の普及・周知に努め、認証品の増加に取り組んでまいりたいと考えております。私からの説明は、以上であります。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。委員の皆さんよろしいでしょうか。もう、この時点で、皆様の方から不明な点、あるいはご意見等がございましたらお願いします。意見ある方は、マイクオンで、ご発言ください。吉田委員、よろしくお願いします。

【吉田副会長】

コープさっぽろの吉田です。資料1-1の第1の1について、今ご質問、ご意見とか言わせていただけてよろしいでしょうか。

【西邑会長】

はい、お願いします。

【吉田副会長】

はい。こちらに食に関するメールマガジンの発行やSNSなどの投稿ということがありましたが、今新聞とか、テレビ離れというふうに言われている中で、SNSの発信といったものは有効だと考えます。ただ、やはりまだSNSを活用されていない、それから活用できないという方たちもたくさんいらっしゃると思います。そういった方たちが、知りたいときに情報を得られるように、していただきたいということと、また、検索し易い、わかり易いホームページをお願いしたいなと思います。また魅力的なメールマガジンの配信などで、より正しく広く情報発信をお願いしたいなと思います。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。ただいまのご質問、ご意見について、事務局の方から、ありますか。

【丸子課長】

私どもは、10日、20日、30日にメールマガジンを発行しておりますし、SNS等を活用して色々な情報の提供に努めているところです。ただ、吉田副会長からもご指摘がありましたとおり、そういう電子媒体とかにアクセスできない方もおられると考えておりますので、なかなか今、コロナウイルスの関係でイベント等を大々的にできる状況にはないんですけども、そういったことを活用しながら、紙媒体でも情報が届くように、工夫してやっていきたいというように考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

【吉田副会長】

よろしくお願ひします。

【西邑会長】

ありがとうございました。私から一ついいですか。3ページ目の、先ほどご説明のあった、道産食品の認証制度のところ、申請が減ったので、現状値から実績値、2020年に48品目に減った理由として、新規申請が減ったということ、更新も減ったとのことですけど、この更新というのは、自動更新あるいはこちらから更新を促すというようなアクションとかやっているんですか。

【丸子課長】

認証品は、毎年、更新手続きをしていただきまして、その際に、実際に試食して官能検査などの審査を行いまして、それに合格すると更新できるような制度になっております。それから今、コロナの関係で事業の見直しなどで廃版になってしまったという食品も出てきている。それで、更新手続きが行われていない、認証数が減ってしまうというような状況もあると考えています。以上です。

【西邑会長】

はい。多分待つてはなかなか増えないだろうと思うんで、こちらから「申請してください」というPR、あるいは「更新をやってください」、あるいは「新しいのはないですか」という話を、ぜひ持ち帰っていただければなと思うんです。

ほかの皆さん何か、今資料の1-1に関するところにきていますが、ご意見ご質問等ございますか。はい、藤井委員お願いします。

【藤井北海道食の安全・安心委員】

はい。今の3ページの中で、今まさしく先生が仰った新規と更新が減ったっていう話で、消費者が、やっぱり“きらりっぷ”の商品を買いたい。安全だし、良いと、そういうふうに使っていただかないと、企業側もだんだん、新規もそうです、更新の方も無理して「しなくていいや」という感覚になってくると、そういう現状があると思います。ですから、消費者がどれだけそれを買いたいと思うかということです。ホームページの話もいろいろ出ていましたけれども、もっともっと強化しないと単なる自己満足になってしまいそうな感じがしますので、今の状況では不足だと思います。更新も、こちらから声をかけるのではなく、「更新したい」と企業側から言う話じゃないと。「更新してくれませんか？」っていう自体がちょっとおかしいと思います。それはその価値をあまり感じてないからそうになってしまうと思います。やっぱり需要があって初めてそういうふうになると思いますので、その強化をもっともっとやるべきだと思います。意見です。

【西邑会長】

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。ぜひその辺も今後、ご対応を考えていただければいいんです。よろしくお願いします。ほかございますか。吉田副会長よろしくお願いします。

【吉田副会長】

今ご意見があった“きらりっぷ”や“どさんこ愛食食べきり運動”などというのは、やはりあまり目につくことがないように、私も感じています。企業側にとっても、道民にとっても、やはりメリットのあるような制度になって欲しいなと思います。また、第4-2の4ページ、コロナ禍での“がんばれ！道産食品”っていうサイトでは今まで知らなかった商品も紹介されており、そのホームページに載っていることによって、安心して選ぶことが出来ると思いました。“きらりっぷ”の商品っていうのは、道のホームページとかで、紹介はされているのでしょうか。

【丸子課長】

“きらりっぷ商品”につきましては、私どもの食品政策課のホームページに1商品ずつ紹介させていただいております。なかなかそこに辿りつかないという、ホームページの構成の悪さもあるかと思いますが、この辺についても目につくような形になるよう、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田副会長】

はい。よろしくお願いします。

【西邑会長】

よろしいでしょうか。多分ここにいらっしゃる方のようにかなり関心がある方でさえ、目につかないってというのは、少しやはり何か考える必要があるかなと思います。藤井委員、吉田副会長ありがとうございました。また後程あれば、お願いします。次に移ります。

議第1の報告事項の（イ）になります。令和2年度2020年度食の安全・安心等に係る通報等の状況についてです。事務局から説明をお願いします。

【鶴ヶ崎環境生活部くらし安全局消費者安全課長】

環境生活部消費者安全課の鶴ヶ崎と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。先ほどの資料6をご覧くださいと思います。食の安全・安心に関する通報等に関してのご質問がございました。資料6の2番目の質問でございます。

「令和2年度食の安全・安心に係る通報等の状況について」ということですが、COVID-19のまん延により昨年からのデリバリーという新しい形式での食品提供が大きく進展したと思います。このような形式で提供された食品での食中毒等の事故が懸念されますが、昨年における通報等に関連するものはありましたか。山崎委員からのご質問でございました。

これにつきましては、資料の2にありますとおり、令和2年度に受理した通報の件数は330件となりますが、このうちデリバリーとの関連が確認できる通報につきましては1件、食品の健康被害に関するものがございました。私からの説明は以上です。よろしくお願いします。

【西邑会長】

はい。ありがとうございます。今のデリバリーの、報告あったというのは、何ページでしたっけ。

【鶴ヶ崎課長】

資料2についての質問が資料6に記載されています。

【西邑会長】

ここで山崎委員からの質問は最近のCOVID-19で、本当にデリバリーとか、うちの学生たちもいっぱい使ってますね、これ大丈夫ですかっていう話があったんだと思うんです。それに関しての通報があったという理解でいいですか。

【鶴ヶ崎課長】

具体的な事業者名は申し上げられないですけども、イメージとしては、飲食店から配達されるというようなものでございます。

【西邑会長】

最近この暑い中自転車で運んでいるんで、ちょっと気になった次第で、そういうご質問だった

のかなと思って聞いた次第です。はい。ありがとうございます。ほかに委員の方々からご意見ご質問等ありましたらお願いします。ここの部分、よろしいですか。それでは、次の議題に移りますが、（ウ）の令和3年度2021年度北海道食品衛生監視指導計画についてです。事務局の方から、これもご説明をお願いします。

【佐藤保健福祉部健康安全局食品衛生課長】

保健福祉部食品衛生課の佐藤でございます。よろしくお願いたします。先ほどの資料6をご覧ください。その3行目のところですか。山崎委員からいただきました質問についてでございます。新しくデリバリーや店頭販売で食品を提供する事業者に対してはどのような指導や教育がなされているのでしょうか。というご質問について、ご説明をいたします。

持ち帰りや、宅配には、調理してから消費者が食べるまでの時間が、その場で食べる時と比べて、比較的長く、食中毒のリスクは高まります。このことから、持ち帰りや、宅配のサービスを開始する飲食店事業者に対しまして、こまめな手洗いや調理者の健康管理などの一般的な衛生管理等に加えまして、持ち帰り等に適したメニューの設定、作り置きや適正量以上の調理を行わないこと、速やかに食べるよう消費者に案内することなどを指導するとともに、リーフレットの配布、ホームページの掲載による注意喚起をしているところでございます。以上、いただいた質問について説明を申し上げました。私からの説明は以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明に関しまして、この資料3-1についてですが、皆様の方からご質問ご意見等ございましたら、お願いします。川畑委員。よろしくをお願いします。

【川畑北海道食の安全・安心委員】

北海道栄養士会の川畑です。これに関しましては、去年は西胆振地区でよく見かけたのが、店外で唐揚げを売っているようなことをよく見かけたんですね、今年、それは見られないような状況ではあるんですが少し販売状況が変わったというか、お店の開店の状態が変わっているのだと思うんです。ただ、デリバリー専門店はある程度その辺のところ認識されている可能性があるんですが、そうでないお店の教育に関して今のお話を伺わせていただくと、完全にいけるのかなというところがまだ心配があります。今年ちょっと暑いですので、その辺のところ、細かいところまで、周知していただけるかどうかというところが少し心配だと思って聞いておりました。よろしくお願いたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。今の点どうですか。

【佐藤課長】

はい、引き続き、飲食店等の事業者については、指導をしてまいりたいと思います。また、飲食店等につきましては、基本的には、衛生の知識を持っていらっしゃる食品衛生責任者を設置しておりますので、その方々にも引き続き、指導をしてまいりたいと思っております。以上です。

【西邑会長】

はい。川畑委員がおっしゃったように、去年の今頃か、もうちょっと前ぐらいに、店頭で、販売しているっていう例がかなりあったんで、心配だになっていう、今年は大分落ち着いて皆さん対応がかなりうまくなってきたとはいえ、この暑さもありますし、また今後も教育指導の方を、徹底していただければと思います。よろしくお願いします。ほかにご意見ございますか。なければ、よろしいですか。

【下井課長補佐】

会長、小塚委員が到着されたようですので、有機農業の部分からご参加させていただきたいと思います。

【西邑会長】

小塚委員いらっしゃいますか。

【小塚北海道食の安全・安心委員】

はい、よろしくお願いします。申し訳ございません。遅れまして。

【西邑会長】

よろしくお願いします。議事の審議事項に入ります。それでは、4の(2)の審議事項ですが、北海道有機農業推進計画の策定についてというところで、事務局の方から説明をお願いします。

【丸子課長】

食品政策課の丸子です。よろしくお願ひいたします。資料4-1「北海道有機農業推進計画(第4期)の策定について」と、資料4-2「有機農業をめぐる情勢」に関するご質問、ご意見について、先ほどの資料6でご説明をさせていただきたいと思ひます。No.4についてですが、計画を大きく進展させるには新規参入者と消費拡大の両輪がうまく動く必要があると感じました。卵が先か鶏が先かの議論になりますが、消費の拡大が進み、経営的な魅力が増せば、新規参入希望者が増大し、耕地面積も増えると思ひます。特に経営的な魅力がなければ、本計画の達成は難しいと思ひます。成功事例だけではなく、失敗事例と改善して良くなった事例等を広く伝えていただきたいと思ひます、という山崎委員からのご意見ですが、有機農業の拡大に当たりましては、特に慣行農業からの参入・定着が重要であると思ひておきまして、経営的に魅力ある有機農業とするための取組が不可欠であると思ひておきます。このため、優良事例はもとより、こういう点を改善したら良くなったというような事例につきましても、情報収集に努めて広く伝えていくことなどに努めてまいりたいと思ひておきますので、よろしくお願ひいたします。次に、No.5の有機農業を行うと収穫量の減少や規格外品の増加を懸念する事業者もおられると思ひます。収穫量の減少は価格を高くする要因の一つと考えられます。規格外となった作物について、食品ロス削減の観点から、何か取組を並行して行われなないのでしょうか、という山崎委員からのご質問ですが、食品ロスの削減につきましても、昨年度、本委員会におきまして、食品ロス削減推進計画の策定に当たってご審議いただきましたが、この計画におきましても、未利用食品等の有効

活用を柱立てしております。規格外の農産物については、有機・慣行にかかわらず、関係者が連携・協力して、直売所などでの販売ですとか再生利用などの有効活用の推進といったことに努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして No. 6、資料 4-2 の 23 ページになりますけれども、消費者アンケート調査結果がありますが、消費者が有機農産物を購入する理由として「より安全・安心だから」ということが最大の理由になっており、そのためならば少しくらい価格が高くても購入しても良いと考えているようですが、そうすると有機農産物を大量に消費してもらうには安全性の担保が必須になると思われます。もし、その期待を裏切り、安心感まで失ってしまうと、取り戻すにはかなりの時間と労力が必要になると思います。化学肥料等を使用しないで生産した農産物は消費者からは安全性が高いと考えられがちですが、一方ではかび毒などの健康被害の懸念もあります。推進計画の中では、生産された有機農産物の安全性についてはどのように取り扱われているのでしょうか、という山崎委員からのご質問ですけれども、北海道といたしましては、有機・慣行に関わらず、生産から流通、消費に至る各段階における食の安全・安心の確保に努めているところであります。農産物の安全性につきましては、有機だから慣行だからということはないのではと考えているところです。有機農業につきましては、原則無農薬で栽培されておりますので、引き続き、有機農業に関する情報ですとか、どのように栽培されているのかというような情報の提供や消費者の理解の促進などに努めてまいりたいと考えているところであります。

次のページの No. 7 の○の 3 つ目ですが、有機栽培の最大の関心事は、減農薬・減化学肥料にあると思います。人体のみならず、環境への負荷が問題視されるためです。SDGs の環境負荷低減という側面から考えると、農業現場ではプラスチックフィルムの使用量が多い点も見逃せません。ハウスの被覆資材、マルチ資材などとして、大量に消費されます。素材は、耐久性の関係で「農ビ」が主流でしたが、「農ビ」には塩素が含まれるため焼却時にダイオキシンが発生しやすいことが問題視され、現在は「農PO」に置き換わりつつあります。しかし、これもプラスチックであることに変わりがなく、マイクロプラスチック化して環境汚染を引き起こす可能性が残ります。従って、使用後の農業用プラスチック資材を確実に回収する仕組みを考えておいた方が良くも知れません。また、生分解性プラスチックの利用推進なども考えていた方が良くのではないかと鈴木委員からのご意見ですが、道内におきまして、園芸ハウスやマルチなどで使われた農業用廃プラスチックの年間の排出量は、近年、23,000 トン前後で推移しているところです。道としましては、平成 9 年度に農業団体や業界団体などで構成する「北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」を設置しまして、資源の有効活用等を促進する観点から、排出の抑制と再生処理を基本とした適正処理を推進しているところであります。平成 9 年以前は 8 割以上が埋立や焼却されていたのですが、現在は、約 7 割をプラスチック原料や燃料として再利用されているところです。また、生分解性マルチフィルムにつきましては、一般的なポリエチレンマルチと比べ回収作業などの省力化が図られる一方、さらに普及を進めるためには価格が高いことや分解時期が不安定といったことが課題となっておりますし、それらについて、今後検討していきたいと思っておりますし、有機 JAS におきましては、製造工程において化学的物質が添加されていないことが資材を使う要件となっているところであります。

最後に、○の 4 つ目の、SDGs の食品ロス低減と関連して、果実や野菜の日持ち性向上を目的に様々なプラスチックフィルムや容器が使われています。サランラップのような蒸散抑制効果を狙ったものだけでなく、最近では特有のガス透過性を有するプラスチックフィルムが普及し、

青果物の品質保持に一役買っています。食品ロス低減は、重要なSDGs目標の1つですが、ガス透過性フィルムもプラスチックの一種であり、現状、使用済みは廃棄されるのみです。フランスでは、2022年から青果物のプラスチックフィルム包装が、原則禁止されます。アメリカでは、このような保存容器をリサイクルして再利用する動きができつつあると聞いています。北海道でも、今後、この問題にどう対処するか、議論しておいた方が良いと感じました、という鈴木委員からのご意見ですけれども、ガス透過性プラスチックフィルムにつきましては、食品ロスの削減、日持ちが向上することなどもありまして食品ロスの削減などに有効であります。脱プラスチックの観点からもゼロカーボン北海道の実現に向けた取組など、今後、検討していく必要があると考えておりますし、重要な課題であると思います。本委員会の本年度の審議事項の中で、有機農業推進計画の策定について、ご審議いただくこととなっておりますので、脱プラスチックのみならず、様々な観点から、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。私から、委員からのご質問、ご意見について回答させていただきました。以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。ちょっと確認ですが、この第4期の有機農業推進計画というのを、この委員会で策定していきますよね。それで今日は、それに向けて、どういう位置付けで皆さんに議論していただければいいかっていうのを少し説明していただけますか。というのは、質問に対する回答から入っているので、まずは、この場で位置付けを皆さんに共通認識していただいた上で、後ほどスケジュールもあると思うのですがご議論いただいた方がいいかなと思って、簡単をお願いします。

【丸子課長】

有機農業推進計画の第4期の策定に当たって、資料4-2におきまして有機農業をめぐる情勢といたしまして、有機農業の現状ですとか、今まで第3期計画で何をやってきたのか、どういったことが課題にあるのかということをご説明させていただきました。それで、今後、我々が第4期計画を策定するにあたって、こういった考え方が必要ではないかですとか、こういった角度からの検討が必要ではないか、有機農業を推進するにはこういった取組が必要ではないかというようなご意見なりをいただきたいというふうに考えております。我々といたしましては今後、委員会でのご審議もありますし、地域での意見交換会など、様々な方々と意見交換をいたしまして、第4期計画に向けて素案などといったものを作って、また、ご審議いただきたいと考えております。資料4-1の下に、「4 今後のスケジュール」がありますが、スケジュールといたしまして、本日、現状と課題をご説明させていただきました。8月から9月にかけて、地域での意見交換といったものをしまして、10月ぐらいに、また委員会を開催いたしまして、そのときには今日いただいた意見ですとか、地域での意見交換会などの意見を踏まえて素案をご審議・ご議論いただき、そのご意見をもとに、来年の2月ぐらいに第3回の委員会を開催して成案にしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。前期から委員を務めていらっしゃる方はだいたいお解りかと思ます

が、新規で5名いらっしゃるので、その方にも、こういう意味合いでやっているんだということ、まずはお解りいただきたく、資料が配られていますので、見ていただいているとは思いますが、なかなか膨大な資料で解りにくいところもあるかと思います。参考資料の4-2の25ページに3期で何をやりました、目標をどうして、現状がこうなっているというのがあって、次の26ページに次期策定に向けて、どういう項目で何をしないといけないとかが載っております。こういったことを踏まえて、今日この委員会では、まずは皆様から次期の策定に向けて、こういう方向から考えた方がいいのではないかとか、ここが足りないのではないかとか、忌憚のないご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、どなたからでも結構ですがご意見、ご質問あればお願いします。それでは、大塚委員から先をお願いします。

【大塚北海道食の安全・安心委員】

新篠津村で有機農業をしております大塚ファームの大塚です。

有機農業の推進計画ということで、弊社が有機農業を行っているものですから、私の方から先に発言させていただければと思います。

まず、有機農業の現状を少しお話させていただきます。多分、皆様方が認識させている有機農業、有機野菜というのは、3年以上農薬や化学肥料を使用していない土壌で栽培されたものですよ、というくらいの認識をお持ちと思うんですが、実は有機農業は非常に多くの制約の中で行われています。先ほどの資料6にちょうどご質問がありましたので、そのことについてもお答えさせていただきます。生分解のプラスチックとかを使った方がいいのではないかとのご意見もありましたが、実際そういう生分解マルチというものがあるのですが、これは有機農業では使用できないんです。有機農業は農薬や除草剤とかが使えないものですから、非常に草をとることが大きな障壁になるんですけれども、うちの場合はどうしているかというと防草シートとかマルチを全面的に張って、なるべく草を生やさないようにするというのをやっています。多分慣行の農業よりもマルチシートを非常にたくさん使っていて、環境にいい農業かということに、自信が持てないぐらい正直使っております。生分解マルチが使えないというのが有機農業の現状です。

あと、この包装プラスチックをアメリカでは使えなくなるんじゃないかと話もありましたが、実は有機野菜というのは、野菜を裸の状態で販売することは出来ないという決まりがございまして、有機野菜のコーナーをご覧いただければおわかりかと思いますが、一般的に大根とか、ながねぎとかは裸で売られているものが多いですけれども、有機農業は必ず袋に入っています。有機野菜を求められるお客様というのは、非常にデリケートな体質の方が多くて、うちで購入されるお客様の中でも、段ボール箱に入れなくてくださいとか、新聞に包むとかはしないでくださいとか、微量な化学物質にすごく反応される方も多くて、裸で売ることが有機野菜では出来ないといったこともございます。

認証も非常に厳しいもので、実は2015年に衝撃的なことがございました。それは、有機農業というのは化学肥料が使えないので、それに認証をとっている肥料とか堆肥とかしか使えないのですが、肥料会社の偽装がありまして、化学肥料を使っているものを有機で認証をとっているという偽装されて販売していたということがございました。それを使った農家は、被害者でもあったのですが、交付金が取り消しになったり、有機作物として販売することができなくなったり、ということがございまして、非常に大きな被害を受けたということが7年前にあったんですね、そう

ということで、農家が守られていないという現状があるので農家の中での大きな不信感に繋がった事件だったんですね、そういうことがまたいつ起こるかもしれないという恐怖も実はございます。新篠津村という私たちの住んでいる場所なのですが、1番多いときで20軒の有機農家があったんですが、今は7軒しかありません。何故減ったかという、やはり有機野菜を作っている、経営的に厳しいという現状があるということもお伝えしておきます。

私の方からの現状は以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。今の件に関して、生分解プラスチックとか包装の話とかは、鈴木委員の方から質問があったのですが、そのことについてどうですか。

【鈴木北海道食の安全・安心委員】

私が一応問題提起しようと思って、その問題を2つ取り上げたのですけれども、どっちが良いということは今の時点では言えない、ただ、世界の流れとして脱プラスチックということは確実に進んでいます。野菜やフルーツというのは足が早いんですね。要するに日持ちしないのです。だから昔は都市近郊で栽培していたのです。今は、ある程度長距離輸送に耐えられるようなコールドチェーンシステムが出来たりとか、インフラが整備されているとかということでだんだん都市から離れたところに移っていますけれども、いずれにしても日持ち性を向上させるということが重要なんですよ、これはスーパーで売られている場合も、包装されているのが水分飛んでしまって、95%よりも下回ってしまうと、売り物にならなくなってしまいますから、そういうことで含水率を下がるのを防ぐためにラップしたりとか、もしくは二酸化炭素が多くて酸素が少ないような条件で保存すると日持ちが良くなる性質を利用して保存性を良くしようとか、いろんな包装資材というのが開発されてきたけれども、それもプラスチックです。フランスは来年から使わないということになっているのですけれども、そういう流れが世界で出てきた時に、野菜、果実そのものの安全性というのは、だんだん逆の方向に、失われる方向に行くじゃないですか。その時どうするのか、つまり、プラスチックを減らすというのはSDGsのマイクロプラスチックを減らすという流れがあるのですけれども。ただ一方で、食品ロスを減らすという流れと逆行すると、つまり相容れない。どっちを重視するのか、もしくは技術開発によってそれら両方を乗り切れるようにするのか、そういったことが近々迫られるだろうということで、そのとき北海道として、道として対応できるのかどうかわからないけど、それについてある程度方向性を決めておいたほうが、日本の中での食料生産基地北海道として、世界をリードする上で、避けては通れない問題として、今議論をしておいた方が良い問題ではないかなと、問題提起として意見を述べさせていただきました。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。とっても今大事な議論が行われているというふうに感じています。これ、今回、北海道有機農業推進計画を策定するんだということなんですけど、有機農業ということだけに留まらず、それが環境に及ぼす影響とか、先程あった食品ロスですとか、そういった大きなところへの影響も十分考慮しつつ、有機農業の推進計画を策定していくということが非常に重要なんだろうと思います。トータルで物事をしっかりと俯瞰的に考えながらポイント

絞っていくってというのは、こういう計画を策定する時に重要なことだと思います。先ほど藤井委員が手を挙げられていらっしやったので、お願いします。

【藤井委員】

資料4-2の23ページです。アンケートの関係です。先程も、お話ありました経営の安定性がなければ、有機農業農家が増えていかないということは当然のことだと思います。その中で、この一般農産物と比較して農産物の購入価格帯が出ています。その下に、有機農産物を購入しない理由が出ております。主な野菜関係で結構ですが、有機農産物となりますと一般農産物と比較して、どのぐらい高くなるのでしょうか。商品によって品物によって違うのでしょうか。一般的な主力のもので、アバウトでどのぐらい高くなるのか知りたいと思いましたが、いかがでしょうか。

【西邑会長】

これは事務局でしょうか、それとも大塚さんに聞いたほうが早いでしょうか。

【藤井委員】

大塚さんでお願いします。

【大塚委員】

一般的には末端で2倍くらいじゃないでしょうかと思いますが、弊社の野菜は中間流通のかからない仕組みで販売しているものも多いので、大体1.3倍くらいだと思います。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。何か事務局データありますか。

【丸子課長】

一般的に有機農産物と慣行の農産物を比べた場合、収穫量が7割とか、ものによっては半分ぐらいしかないという問題があります。あと、流通の関係におきましても、慣行であれば市場流通とか大量輸送というようなことが可能になりますけれども、有機農産物につきまして、宅配といいますか、大きなトラックで運べないことによって、首都圏の消費者に持っていくときも、輸送費がかかってしまうという現状にあるということで、ものによっては2倍とか高くなるという現状にあると考えております。

【西邑会長】

はい。だいたい2倍近くなる。

【藤井委員】

意見ですが、先ほども“きりりっぷ”のところで話しましたが、消費者が求める、買える、買いたくなる、そういう形での安全・安心はもちろんですし、おいしいのももちろんなんですが、やはり購入価格の問題がどうしても出てくると思います。そうすると、この有機農産物を購入し

ない理由の中で「価格が高いから」が39.9%。それから「普通の農産物で十分だから」が31.7%と、これも価格の問題なのか、商品の問題かわかりませんが、もうそこを含めると70%ぐらいがこういう形になっているということです。そうするとその上のここで見ると5%までなら、35.6%だけど、1割高までなら24.7%と。どちらも足したら60.3%です。2割高までなら2.7%に一気に減っちゃうんです。ここが実態で、これを安くしようっていうのは、現実問題無理だと思います。たくさん量が出てくればどうなるか別ですけど。先ほどの“きらりっぷ”と同じで、今の段階では、もっとこの有機農産物の良さを伝えていかないと。一部のお客様を除き、お客様が「高いから買わない」と、「今ので十分」というふうになってしまうんです。そうすると、どうしても今のパイから広がっていかない。広がっていかないと経営の安定感っていうことにちょっと心配になってしまいますから、先ほど大塚委員が言ったように、減ってきてしまう。いいなと思っても農家さんがやらない。これは私たちが有機をやりたいくても、現実問題、有機は商品の価格に反映出来ないのです。小売りさんから難色を示されてしまう。ですから、大量生産は別にして、そういうとこの視点からやっていかないと、どんないいよという形になっても、農家さんが作らなくなってしまう。それはもっとお客さんが買いたくなるような施策をやっていかないと。そういう意味で、やっぱり高くてもこれだけのメリットがあるんだということをもっと訴えていかないと、それは相当の情熱と労力が必要だと思います。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。とても大事なところだと思います。生産段階だけではいかないし、消費者側だけでもいけないし、やっぱり流通含めてバリューチェーン全体で、この有機農業どういうふうに進めるかという視点で、推進計画を作っていくべきだなと私も思います。

ほかに皆さんご意見ご質問ありますか。はい、濱本委員、お願いします。

【濱本北海道食の安全・安心委員】

はい。十数年農産物の販売をさせていただいておまして、もちろん大塚さんのお野菜も取り扱いさせていただいていましたし、慣行栽培の物も、北海道の農産物に特化した形でやらせていただいていた部分もある立場からお話をさせていただきたいなと思うんですけども、まず、売り場の問題っていうのがすごく大きくなっていうふうに感じています。やはり有機農産物を求めるお客様と、一般消費者の方の割合がかなり違うんです。売り場にお野菜が並んでいると、慣行の方がやはり回転が良く、鮮度がよく見えてしまうっていうのが、一つの原因なのではないかなというのももちろんあります。で、これから推進していくにあたってどうすればいいのかなっていうことを私なりに考えたんですけども、やはり同じところで並べちゃいけないと思うんですよね。有機農産物を欲しがっている方たちがどこに向かって良いのかが、理解を得られていないんですよ。なので、今私が勤めているお店の形ですが、ちょっと小奇麗に作っているんですけども、ここは有機のお野菜の店ですかって言われるんです。うちは残念ながら有機のお店じゃないんですよ、というふうにはお話をするんですけども、やはり店舗の見た目もとても大事で、札幌市、大消費地です、そこに1店舗、ここには北海道の有機の食材、お野菜、またそれを使った加工品が販売されているんですよ、それしかないんですよ、というお店が、1店舗、アンテナショップでもいいんですけども、あつていいのではないかなと思うんです。ただ、それに関しては有機農家さんと一緒に、経営の維持がおそらく難しくなってくると思います。それに関

して北海道として応援していただくというのも、案として、ご提案させていただきたいなという思いがありました。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。これも大事なポイントで、マーケティングをどうするかということになってくると思うんですね。どのマーケットをターゲットにするのかということと、それに向けた販売戦略と店舗デザインは、とても重要だと思うんですね。フラッグシップみたいなアンテナショップは北海道だと“どさんこプラザ”でしょうか、“どさんこプラザ”みたいなものを、北海道で本当に有機農業っていうものの産物をマーケットに送り出すと、ターゲットをちゃんと絞ってですね。ていうことを考えるならば、それぐらいの何か仕掛けがあってもいいのかなと考えますが、皆さんいかがですか。また、後で考えてください。

ほかに。小野委員、いかがでしょうか。指名ですが。

【小野北海道食の安全・安心委員】

※ 点線部は、当日の会議中、音声がよく聞き取れなかった箇所であり、後日事務局が小野委員へ発言の内容を電話で確認し、補いました。

初めて参加させていただいており、大変勉強させていただいております。

有機農業について、消費者はやはり安くて栄養があって、新鮮で安全な食材であると願っています。

SDGsに対応するというお話もあり、環境と調和に配慮した持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業と仰っていましたが、品質の良いものを作ろうとすると、先ほどから説明がありましたように矛盾になると思います。

それで、無農薬であるとは言いませんが、適切な、適量・適正な防除をできるようにお願いしたいのと、やはりここに書いてありますように、開発や農業普及センターによる実証展示ですか、技術ですとか、検討会を沢山していただきたいと思ひますし、実際に改良普及センターの数も減ってきて、人数も減っていると聞いておりますので、道には十分なサポートをお願いしたいと思ひます。

やはり消費者としては、先程から皆様が言っているように、有機の良さを伝えることにより、消費者の理解が出来ると思ひます。先ほどからSNSとかは使えないと言ひんですけれども、道のホームページのPRへの制度の理解もあります、あのホームページを見ている人がどのくらいいるのかなと、いつも、感じて思ひます。消費者協会に例へば100人の会員がいて、パソコンを持っているのは2～3名くらいだと思ひます。その方々が道のホームページを見ているとは思ひません。

【西邑会長】

道のホームページの閲覧数のカウントとか出ているのですか？

【丸子課長】

調べてみます。

【西邑会長】

じゃあ後だと思いますが、ありがとうございます。ほかにご意見いただけますか、吉田副会長いかがでしょうか。消費者側の立場からということで、ご意見いただければと思いますが。

【吉田副会長】

はい、ありがとうございます。有機農業への新規参入、後継者問題だけでなく、私たちの消費行動も大きな関係があるんじゃないかなと感じております。有機農業というものが、どういったものかを知ること、商品の選択できるような目をきちんと持つことが、消費者としても必要なのではないかと思います。そういった理解ができ、有機の魅力というのを見出せば、価格での判断ではなく、そのもので選ぶようになるのではないかと考えます。

あと、少し話が飛びますが、資料の4-2、16ページに、普及活動をされている報告がありますが、こういった有機農業を知ってもらい普及活動をこれからも多く作っていただきたいなと思いますし、できれば、私たちも参加できるようにしていただけると、より私たちの理解も深まると思います。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。はい。では事務局の方から何かありますか。

【丸子課長】

吉田副会長の方から16ページに関しまして、有機農業技術の現地研修会にぜひ参加を、ということだったんですけども、これにつきましては、農業者を対象としている部分で、技術的な話がメインとなってしまいますので、コープさっぽろさんの方で、有機農業の現場を見に行きたいとか、そういったものを勉強したいということであれば、ご連絡いただければ、私どもの方で対応なり、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご連絡いただければと思います。

【吉田副会長】

ありがとうございます。今の見学会の話なんですけれども、農業に携わっている方への普及というのももちろん必要かとは思いますが。私たちコープさっぽろの組合員活動としても、こういった活動をしておりますが、やはり、より広くという意味では、道の方でも、1回でも2回でも結構ですので、道民の皆さんや一般の消費者の方たちが参加できるような、体験というのも必要なのではないかと思います。よろしく願いいたします。

【丸子課長】

こちらは、農業者・生産者を対象としておりますので、今後、消費者を対象としてこういった意見交換会といいますか現地研修会、そういったものを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【西邑会長】

吉田副会長からのご意見の中には、我々委員も、僕も不勉強で、先ほど、大塚委員がおっしゃ

ったような本当の現場の難しい面というところまで、実感として実態として見てない部分があって反省しているんですが、委員の皆さんと一緒に訪ねて、実態がどうなっているのかっていうようなことも考えてもいいんじゃないかなと、前、何かの時に見学会とかやっていたと思うんですが、吉田副会長のご意見を聞きながら私も思いました。実態を見て実感することに、この推進計画に我々委員としての責務があると思うんですね。そこをやるためには、現地を皆さんと一緒に一回行きたいなと思いました。ありがとうございました。

ほかに、もう少し時間がとれそうなので、ご意見ご質問等ございますか。大塚委員、ちょっと待ってください。臼井委員お願いします。

【臼井北海道食の安全・安心委員】

臼井です。よろしくお願ひいたします。今回初めて参加させていただきます。私が少なくとも見聞きしている現状では、有機農業というのは基本的に、生産者に大変負荷がかかるということが、イメージとしてあります。先ほどの大塚委員のご説明にもありましたように、どうしても生産者側で有機農業は大変に苦勞するのではないかと、労力が非常に多く必要なのではないかとというようなことをたいへん感じています。この資料の中でいいますと、17ページ18ページといったところに、有機農業への参入、あるいは定着推進などが書かれています。どうしてもほかの、いわゆる農薬を使った農業よりも労力が必要になってくるということになると、生産者に対して何らかの勇気づけや動機づけみたいなものが必要になってくるのだろうと思うんですね。今もご意見の中に委員の方々が生産地に行かれるというようなお話もありました。私が農業者と話すとおそらく一番農業者が喜びを感じるのは、自分の生産した農作物が売れるということが大前提なんですけれども、もう一つは生産者が消費者の声を直接聞けることと感じています。農作物が美味しかった、あるいは独特のいい味わいがあったとか、そういった消費者の声を直接聞けることがやはり非常に自分たちの動機付けになるんだ、ということを知っています。そうしますと、どうもこの委員会は消費者側あるいは生産者側というふうに分けて問題を捉えているような印象があるのですけれども、できれば、生産者と消費者の意見交換であるとか、希望を直接伝え合って交流し合うことを進めるべきじゃないでしょうか。消費者側からは何割か高くても、もしとても美味しかったり身体に良かったりすれば喜んで買うんだというようなこととか、直接いろいろな声が互いに聞き合えるようなことが、もっと機会として設けられることが必要なんじゃないかというふうに感じています。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。臼井委員から、また消費者と生産の現場っていう交流っていう、そこを繋ぐっていうことが非常に重要なんじゃないかということです。小塚委員、お願いします。この後、大塚委員にいきます。

【小塚北海道食の安全・安心委員】

まず、質問なんですけれども、新規参入という人たちが、有機農業をやるといったときに、土的なものっていうのはあるものなのではないでしょうか。「ここでやってください」、「やったらいいですよ」というような土地が、北海道は広いのであるのかもしれないんですけれども、色々なまちおこしも含めて就業するので、都会からそういうところに行ったりして農業やっているような

若者もいたりするんで、そういう人たちもターゲットになったりするものなんでしょうか。

あと、有機野菜自体はいいだろうということはわかっているんですけど。それを、栄養士の立場で言ったときに、この有機野菜自体がどれだけ栄養価に差があるのかとか、なんかきつと濃いだろうとか、あとは農薬がないから普通のやつよりも皮まで食べられるとか、色々何かメリッ的なものがあると思うのですが、そこがもう少しこう伝わってくると、こういう、管理栄養士の養成学校が食育をやるって言ったときに、そういったものを使って、子供たちに広めるっていうことができるなって思ったんですけど、何となくその辺の、こういう職業の人たちへの情報自体が、取りに行けばいいのかもしれないんですけども、何かもっと入って来やすくなると、違ったりもするのかなと思いました。農業の人たちは、子供と学生を連れて体験というのをやったりするので、実際そういう機会もあったりすれば、もっと広められたりもするのかなと思ったりして、まとまってないんですけど、そのように思って聞いていたりしました。

【西邑会長】

小塚委員ありがとうございます。はじめの質問で、新規で就農、有機農業始めた時に、土地の問題等どうですか。

【丸子課長】

新規参入の関係ですけれども、有機、慣行栽培にかかわらず、市町村において、例えば新規就農を希望している人を研修施設みたいところで何年間か研修して、ある程度技術を身につけて、その町で土地を見つける、そんな形で新規就農されるということで、参入者が有機を希望しているのであれば、有機をやっている方々のところで研修を受けて、技術を身につけて参入するというような方法が一般的かと思います。ただ、それを全市町村でやっているかというのと、なかなかそうではない部分があるかと思います。あと、もう1つ、有機の成分的なものですけれども、有機農産物というのは、野菜類が多いというようになっています。野菜だと作期によって、何月に植えて何月に収穫するのか、夏なのか秋なのか、それによっても内部成分、そういったものが結構変わってくるかと思います。有機だから、この成分がどれだけ増えますよとか、そういった科学的な数値というのは、なかなか出せない状況にあるのかなというように思います。

【小塚委員】

ありがとうございます。

【西邑会長】

先ほど大塚委員、手挙げていらっしゃったのでお願いします。

【大塚委員】

はい。有機農業推進するにあたって、大きく分けたら3点ぐらいの問題があるんじゃないかなと思っておりまして、一つは農家の技術ですね。今まで農薬を使っていた方が使わないでやるための新しい技術を習得するための問題が一つあるかと思います。もう一つ、販路の問題です。現状は、有機野菜を適正な価格で物流させていく販路っていうのがなくて、有機農家は作るのも頑張らなきゃいけないですけども売るのも頑張らなきゃいけないっていう問題がありまして、なかなか

かそこが難しいというのが2点目。もう一つは消費者の意識です。うちで働いているパートさんにもちょっと聞いたんですけども、ほんのちょっとしか変わらなくても有機野菜はちょっと高いから買わない。一般的な野菜も、別に危険じゃないし有機野菜は安心かもしれないけど、普通の野菜が危険ということでもないんだからいいんじゃないっていう、こういう意識ですね、この3点が考えられると思うんですけども、やはり、ここを販路の問題にしても消費者の意識改革にしても、ホクレンさんのような大きな組織の協力がなければ、ちょっと無理じゃないかなというふうに思うんですけどもご意見を伺いたいんですがいかがでしょうか。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。矢野委員いらっしゃいますか。

【矢野北海道食の安全・安心委員】

はい。ホクレンの、生産者側のものの考え方でお話しさせていただきますと、この資料の44ページにも国が打ち出している「みどりの食料システム戦略」というのがありまして、2050年目標で全体の4分の1をオーガニックに変えるという目標を掲げています。我々生産者の方も、いろんな作物の生産性の向上を図りながら毎年営農を続けているのですが、一方で、この有機農業のような、環境に優しくて持続型の農業というものは、生産性の向上と、やっぱり相反する状況になってきています。ただ、ここの「みどりの食料システム戦略」の中でもありますように、やはりそれを超えるためには、技術革新とかイノベーションが必要になってくるというふうに考えます。そういう意味では、産官学の力を借りながら、新たな技術をもって、この有機農業に取り組んでいって、農業者が多く有機農業に携われるような環境づくりが重要じゃないかなというふうに考えていますので、そういう中での、今の北海道の有機農業推進計画というのを考えていくのも必要ではないかなというふうに考えてございます。回答にならないかもしれませんが、以上でございます。

【西邑会長】

ありがとうございました。産官学で新技術ということで、学に飛んできて、北大でも有機農業の問題点というか、有機農業をやる時のいろんな課題があると思うんですね。有機農業だからといってスマート農業技術を使っちゃいけないことではない。例えばロボットスーツなんかも使えるんですね、あるいは、今は有機農業というと小規模農家というイメージがあるんですが、実はこれ大規模化するための手だてが、新しい技術としてあるんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺も含めていろんな所と協力しながら技術革新をしながら、様々な多様な有機農家が存在しているというのが必要んじゃないかなと思うんですね。

今の点、久保委員、ちょっといかがですか。

【久保委員】

そうですね。北大でいろいろ技術革新、例えば、今、除草の話が出てきたんですが、その除草を機械化とかロボットにやらせようっていう話もありますので、なんかそういうところで大規模化にできるような、そういう技術が少しずつ、有機農業に使えるような技術が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それで、話題変わっちゃうんですけども、面積の表を見て、これは道の方にお聞きした方がいいのかもしれませんが、現状で有機に取り組んでいるのが牧草が半分ぐらいであとはその他というところなんですけど、伸びる余地というか、どの辺を伸ばしていけば、数値的にいけそうかどうか、そういう見通しとか取り組みとかはありますでしょうか。

【西邑会長】

どこの資料ですか。

【久保委員】

すみません。資料4-2の12ページ。

【西邑会長】

皆さんいいですか。今のところについて説明をお願いします。

【丸子課長】

資料4-2の12ページに、北海道有機農業の現状の品目別の数字が出ております。これを見ますと全体で5,200haくらい、牧草が2,500haと半数近くを占めるという現状があります。私どもも、どの品目をターゲットにやるかというのは、今、考えあぐねていると言いますか、今後どこに力を入れていこうかというのは、皆さんや地域のご意見などを踏まえながら、絞っていくべきなのか、それともまた違った方法があるのかということについては検討させていただきたいというように思っております。現状では、そういうような状況になっております。

【久保委員】

ありがとうございます。

【西邑会長】

よろしいですか。多分、生産量を上げるっていうことになると土地が必要になるので、その辺を、既存の土地利用とどう考えていくのかということだろうと思うんですね。この牧草の2900というのは、八雲にある牧場の話ですか。

【丸子課長】

はいそうです。オホーツクも入っています。

【西邑会長】

そろそろ時間が押してきたので、この辺でこの議論を一応締めたいと思います。よろしいですか。いろいろ、様々なご意見が出てきたし、まだまだ言い足りないところがあるかと思うんですけど、ぜひ何か機会を使って、今のスケジュールに無いやつ作ってもいいと思うんですけどね。その辺を考えて現地検討会とかなんかでもいいかなと思います。事務局の方で何か考えていただければと思います。皆さん、ありがとうございました。議題の4の(3)というのがありまして、その他ですが、事務局の方から何かございますか。

【丸子課長】

資料5をお出しいただきたいと思います。北海道といたしましては、道民の方、生産者の方々が相互に情報及び意見交換を行い、理解を深めるため必要な措置を講ずることとしており、リスクコミュニケーションを開催しております。2ページ目を見ていただきたいのですが、令和3年度の主な開催計画といたしまして、テーマとして一般衛生管理講習会とか食品衛生知識の普及啓発、食品表示の理解促進、あと、遺伝子組換え作物、ゲノム編集作物、そういったものをテーマにして今後、リスクコミュニケーションをしていきたいというように思っております。私からの説明は以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。今の件は、特にご意見とかありますか。こういうことやってきますということなので、ご承知おきください。その他は事務局から、これ以外でありますか

【丸子課長】

先ほど、道のホームページの閲覧回数のお話があったんですけど、ちょっと今手元に数字がないものですから調べまして、委員の皆様方にはメール等でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【西邑会長】

はい。先ほど資料6の質問に対する回答も、文書で皆様の所に送っていないですよ。

【丸子課長】

そうです。議事録で出ます。

【西邑会長】

質問に対する回答については議事録に載るということで、お願いします。それでは、事務局の方もないということですのでよろしいですね、委員の方から、皆様から何かございますでしょうか。はい。無いようでしたら、これで予定していた議題を終了ということになります。Web会議ということで、申し訳ございませんでした。また、なかなかWebでの進行をうまくできなくて、皆様から十分なご意見をいただけてなかったこともあろうかと思いますが、お許しください。それでは、これで私の方は、議長を降りまして、事務局にお返ししたいと思います。

○ 閉会

【下井課長補佐】

西邑会長。ありがとうございました。閉会に当たりまして、農政部横田推進監からご挨拶申し上げます。

【横田推進監】

本日は限られた時間とはいえ、長い時間大変ありがとうございました。有機農業の計画を作っ

ていくというのが、今年のメインの仕事にはなりますけれども、それ以外にも、最初の方で年次の報告に対してはやはり“きりりっぷ”であれ、愛食運動、食べきり運動については、PRが圧倒的に不足しているのではないかと、あるいはそのメリットの伝え方が足りないのではないかと、というようなご意見いただきました。あと、食品衛生関係でも、コロナの中で、デリバリーあるいはテイクアウト、といったような行動が消費者の皆さんに出ていますし、それに応じて飲食店が工夫していただいている。そのときに、こういった暑さもあって、衛生的には大丈夫なのか、という貴重なご意見をいただいております。有機農業に関しては、この資料の29ページの方には国の新しい基本的な方針というのがあり、その中で、推進に関する施策として、今日様々なご意見いただいたような、人材育成から産地づくり、販売機会の多様化、消費者理解の促進、あるいは技術開発といったようなことが必要だというふうに、国の方も意識しています。我々もいただいたご意見を取り入れながら、道がやること、あるいは皆様、民間の方々とやること、そして全国的にやってもらわなきゃいけないことを整理して、良い計画にしていきたいと思っております。また、会長からご提案いただきましたその現地で、皆様と一緒に、ぜひ大塚さんのところをはじめ、現地で勉強させていただける機会作っていきたいと思っております。今日は本当にこのWebでの開催ということで不慣れで、ご迷惑をおかけしますけれども、これから計画策定に向け、皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか、よろしく願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

【下井課長補佐】

以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。本日、慣れない環境ということもございまして、音声等なかなかお聞き苦しい点もあったかとございます。Web環境での開催につきまして、皆様からのご協力と円滑な進行につきまして、ご協力、ありがとうございました。以上で終わります。